

変動金利定期預金
＜自動継続型以外・単利型＞

1. ＜預金契約の成立＞

当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. ＜預金の支払時期＞

変動金利定期預金（以下「この預金」という）は、証書または通帳（以下「証書（通帳）」という）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. ＜利率の変更＞

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期あるいは大口定期）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. ＜利 息＞

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という）および証書（通帳）記載の中間利払利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という）を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

ア. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印し、この証書（通帳）とともに提出してください。

イ. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数及び証書（通帳）記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数及び約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日まで

の日数及び解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数及び解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という）をこの預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

ア. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(ア)	6か月未満	解約日における普通預金の利率
(イ)	6か月以上1年未満	約定利率×50%
(ウ)	1年以上	約定利率×70%

イ. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(ア)	6か月未満	解約日における普通預金の利率
(イ)	6か月以上1年未満	約定利率×40%
(ウ)	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
(エ)	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
(オ)	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
(カ)	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

※ 上記ア・イで算出された解約利率 ≤ 普通預金利率のときは、普通預金利率を適用します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上
令和3年6月1日